明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

附則第十三条第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第三項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項の表中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同条第七項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に、「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に、「同年一月一日から同年五月三十一日まで」を「平成三十一年一月一日から令和元年五月三十一日まで」に改める。

附則第十四条第一項中「三十二年新法」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第二項及び第三項中「二年新法」に改め、同条第四項中「三十二年新法」を「二年新法」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

附則第十六条第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第十七条第一項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十八条第一項中「三十一年十月新法」に改め、同条第二項及び第三項中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条第四項中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に改める。

附則第十九条中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第二十条中「平成三十一年以後」を「令和元年以後」に、「平成三十一年前」を「令和元年前」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第二十一条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二十二条第二項中「平成四十六年度分」を「令和十六年度分」に、「平成四十六年六月」を「令和十六年六月」に改める。

附則第二十三条第二項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年六月」を「令和元年六月」に、「同年二月」を「平成三十一年二月」に改め、同条第三項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年四月から九月まで」を「平成三十一年四月から令和元年九月まで」に改め、同条第四項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年六月」を「令和元年六月」に、「同年二月」を「平成三十一年二月」に改め、同条第五項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年四月から九月まで」を「平成三十一年四月から令和元年九月まで」に改める。

附則第二十四条第一項中「平成三十四年新自動車重量譲与税法」を「令和四年新自動車重量譲与税法」に改め、同条第二項及び第三項中「平成三十四年新自動車重量譲与税法」を「令和四年新自動車重量譲与税法」に、「平成三十四年度分」を「令和四年度分」に、「平成三十四年六月」を「令和四年六月」に、「平成三十四年二月」を「令和四年二月」に改める。

附則第二十五条第一項中「平成四十六年新自動車重量譲与税法」を「令和十六年新自動車重量譲与税法」に改め、同条第二項及び第三項中「平成四十六年新自動車重量譲与税法」を「令和十六年新自動車重量譲与税法」に、「平成四十六年度分」を「令和十六年度分」に、「平成四十六年六月」を「令和十六年六月」に、「平成四十六年二月」を「令和十六年二月」に改める。

附則第二十六条第一項中「平成四十七年新自動車重量譲与税法」を「令和十七年新自動車重量譲与税法」に改め、同条第二項及び第三項中「平成四十七年度分」を「令和十七年度分」に、「平成四十七年六月」を「令和十七年六月」に、「平成四十七年二月」を「令和十七年二月」に改める。

附則第三十条第一項及び第二項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第三項中「平成四十六年度分」を「令和十六年度分」に改める。

附則第三十三条を削る。

（航空機燃料譲与税法の一部改正）

第四条　航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年度」を「令和三年度」に改める。

（地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第五条　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条を次のように改める。

（滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第三十条　第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により都道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第六条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この条及び第三十四条第一項において」を削る。

第四条第一項第二号中「、寡夫又は単身児童扶養者」を「又はひとり親」に改め、同条第二項第三号中「寡夫」を「ひとり親」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とする。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第二十五条の二　第七条第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則第一条ただし書中「第五十条第五項」を「第五十条第六項」に、「平成三十六年一月一日」を「令和六年一月一日」に改める。

附則第二条第一項中「平成三十六年度」を「令和六年度」に改め、同条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二条の次に次の見出し及び一条を加える。

（森林環境譲与税の譲与の特例）

第二条の二　市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する施策の実施状況等に鑑み、令和二年度から令和六年度までの各年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税については、第二十七条及び第三十条第一項の規定にかかわらず、特別会計に関する法律附則第十条第三項の規定により交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた額の全部又は一部に相当する額を譲与するものとする。

附則第三条の見出しを削り、同条第一項中「平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度」を「令和元年度」に改め、同条第二項中「平成三十四年度及び平成三十五年度」を「令和二年度及び令和三年度」に改め、同項の表第二十七条の項中「三百億円」を「四百億円」に改め、同表第二十八条第一項の項を次のように改める。

第二十八条第一項	十分の九	二十分の十七
	公表された結果	公表された結果又は林野庁長官が実施した調査のうち総務省令で定める調査の最近に公表された結果